○農林水産省告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町上岸田字鐘鋳場六一二の一、六一二の二、六一二の四、六一二の六、六一二の一三、六一二の一四、六一二の一六、字北谷六七二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鐘鋳場六一二の一・六一二の二・六一二の六・六一二の一三・六一二の一四・六一二の一六・字北谷六七二の五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町河原田字石飛九二〇の七から九二〇の一一まで、九二〇の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石飛九二〇の一〇・九二〇の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十三号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）運転者安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランドＳＬＴＶ８	212017	日本ニューホランド株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第一項の規定に基づき、昭和四十九年通商産業省告示第五十一号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月十三日から施行する。

平成二十五年二月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

表中

「

制御発破用コード（一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの）（メートル）				
		100	100	

」

を

「

制御発破用コード（一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの）（メートル）				
		100	100	
火薬類取締法施行規則第四十九条第六号の二に規定する発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（火薬三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬三十ミリグラム以下のもの又は火薬六十ミリグラム以下のもの）（個）	2,000	100		

」

とする。

○国土交通省告示第百二十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ヤ中「中小河原一丁目十三番七号」を「貢川本町十二番二十五号」に改める。